

京都市市民参加推進条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年11月15日

京都市長 門川 大作

京都市規則第57号

京都市市民参加推進条例施行規則の一部を改正する規則

京都市市民参加推進条例施行規則の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号中「限る」を「限り，条例の制定又は改廃により影響を受けると見込まれる者の数が少数であることその他合理的な理由によりパブリック・コメント手続を行う必要がないと認められるものを除く」に改める。

附 則

この規則は，公布の日から施行する。

(総合企画局総合政策室)